

## 第19節 訓練計画

### 第1項 防災訓練

#### 第1項 防災訓練

##### 《基本方針》

防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第32条の2に基づき、災害応急対策の習熟を図るため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

##### 《現況/課題》

本市では、毎年、太宰府市と合同による総合防災訓練を実施している。

##### 《計画目標》

##### 1. 防災訓練

###### (1) 総合防災訓練

市は、防災体制の万全を期するため、消防本部をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震・大雨等による災害を想定し、気象情報の収集・伝達、市災対本部設置、被災地情報の収集、偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

訓練の実施にあたっては、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、災害時要援護者に十分配慮する。

###### (2) 総合防災訓練計画

災害応急対策の完全遂行を期すため、市は関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独または共同して防災訓練を実施する。

###### 1) 実施時期

毎年、防災週間に合わせて行う。

###### 2) 訓練の種目

- ア. 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- イ. 災害による被害状況の把握
- ウ. 救出、救護訓練
- エ. 給水、炊出し訓練
- オ. 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- カ. 防疫訓練
- キ. 通信訓練（電話、無電、伝達）
- ク. 輸送訓練（資材、器材、人員）
- ケ. 初期消火訓練

- コ. 水防訓練
- サ. 観測（水位、雨量等）、樋門等操作訓練
- シ. 工法訓練（各水防工法）
- ス. その他

## 2. 各種防災訓練計画

### (1) 初動対応訓練

#### 1) 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

#### 2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、または利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

### (2) 水防訓練

市または水防管理団体は水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水予報・警報等の伝達、水位・雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防広報、樋門等の操作、避難等の訓練を実施する。

出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上または実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。また、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接水防団、県、その他の関係機関と共同して訓練を実施する。

《水防訓練計画》

実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 観測訓練</li><li>イ. 通信訓練</li><li>ウ. 動員訓練</li><li>エ. 輸送訓練</li><li>オ. 工法訓練</li><li>カ. 樋門訓練</li><li>キ. 避難訓練</li><li>ク. 炊出訓練</li><li>ケ. 救助訓練</li></ul>

(3) 消防訓練

市は、災害時に対応できる災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟をはかり、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防ぎよ技術、救助等の訓練を毎年実施する。

消防機能を十分に發揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防団、消防本部及び県が共同して訓練を実施する。

《消防訓練実施要領》	
実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関

  

訓練項目	訓練内容
	ア. 消防機械器具繕法訓練 イ. 機械運用及び放水演習 ウ. 操縦訓練 エ. 通信連絡訓練 オ. 非常召集訓練 カ. 出動訓練 キ. 人命救助訓練 ク. 飛び火警戒訓練 ケ. 破壊消防訓練 コ. 林野火災防ぎよ訓練 サ. 車両火災防ぎよ訓練 シ. 危険物等特殊火災防ぎよ訓練 ス. 自衛消防教育訓練 セ. 災害応急対策訓練

(4) 危険物災害対策訓練

危険物災害対策に関する防災関係機関は、高圧ガス製造工場、危険物類貯蔵または取扱施設等における災害に対処するため、単独または共同で、化学消火、危険物の除去等の訓練を実施する。

(5) 林野火災対策訓練

林野火災対策訓練に関する防災関係機関は、林野火災に対処するため、単独または共同で、火災防ぎよ訓練、通信訓練、消火資機材の輸送等の訓練を実施する。

(6) 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。

大規模な地震災害等具体的災害の設定を行い、災害発生直後の派遣要請の円滑な対応、災害情報の収集、指令や要請に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療等機上訓練を含め、実際に即し医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練

及び研修会等の実施に努める。

(7) 地域避難救助訓練

- 1) 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、行政区や地区町内会、自主防災組織等を中心とした避難救助訓練、水防、消防等の救出活動と複合で、または単独で実施する。
- 2) 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練  
防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。
- 3) 危険区域毎の住民に対する避難訓練の実施  
地域の実情に応じて、夜間を想定したものも行う等の避難訓練を行う。

《避難救助訓練内容》

実施時期	隨時
参加機関	市、消防本部、消防団 行政区、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	ア. 情報連絡訓練 イ. 避難所開設訓練 ウ. 要介護者避難訓練 エ. 避難誘導訓練 オ. 救出、救護訓練 カ. 給食、給水訓練 キ. 初期消火、水防訓練

(8) 学校避難訓練

各学校は、おおむね次の方法によって避難訓練を実施する。

- 1) 想定される被害について、学期始め、災害多発時、防火週間中等に年1回以上の避難訓練を実施する。
- 2) 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- 3) 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

(9) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。